

## 地産地消推進キャラクター「旬ちゃん」ロゴマークの使用規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、「おいしい信州ふード（風土）」を食べよう！育てよう！地産地消キャンペーン推進委員会（以下「推進委員会」という。）が所有する長野県地産地消イメージキャラクター「旬ちゃん」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

### (申 請)

第2条 ロゴマークの使用を希望する場合は、推進委員会へ「旬ちゃん」ロゴマークの使用承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

### (使用の承認)

第3条 推進委員会は、前条に規定する申請書の提出があった場合、当該申請の内容を掌握し、その内容が地産地消の周知等に資すると認められるときは、ロゴマークの使用を承認する。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 地産地消キャンペーンの品位を傷つけ又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない恐れがあるとき
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき又は反するおそれがあるとき
- (4) 特定の個人、団体、企業、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれのあるとき
- (5) その他、会長がロゴマークの使用について不相当と認めたとき

### (遵守事項)

第4条 使用者は、承認を受けた範囲で使用しなければならない。

- 2 使用者は、ロゴマークを第三者に転貸してはならない。
- 3 使用者は、ロゴマークを使用したことがわかる写真等の記録を速やかに推進委員会に提出しなければならない。

### (承認の取消し)

第5条 会長は、使用者がこの規程に違反したとき、使用の承認を取り消すことができる。

- 2 使用の承認を取り消された者は、取り消しの連絡があった日以降、速やかに使用を停止しなければならない。

### (推進委員会の責任)

第6条 推進委員会は、ロゴマークの使用及び承認の取り消しにより生じた損害について一切の責任を負わない。

### (補 則)

第7条 この規程に定めのない事項については、別途定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成26年5月14日から施行する。

〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室内  
「おいしい信州ふード（風土）」を食べよう！育てよう！地産地消キャンペーン推進委員会事務局  
TEL：026-235-7217  
FAX：026-235-7393  
E-mail：marketing@pref.nagano.lg.jp